
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 550 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 550 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 3 日開催）において、財務諸表以外の開示への参照、期中期間の簡便的な会計処理に関する検討及び補足文書に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（財務諸表以外の開示への参照についての意見）

2. 事務局の分析の通りに認識しており、現段階においては減損プロジェクトにおいて対応すべき課題に優先して対応し、本プロジェクトを完了させることが重要であると考えするため、事務局提案に賛成する。この論点は、将来的な企業報告の観点では重要な領域であると考えため、今後包括的に検討するのがよいと考える。
3. 該当する参照先が存在しない可能性があること及び実務上の懸念については、財務諸表以外の開示への参照を取り入れないことを消極的ながらも納得できる理由となると考える。一方、すでに他の場所で表示している情報を繰り返す必要はないという考え方は、効率性の観点から重要と考えられる。このため、将来適切な時期に見直すという姿勢でこのような判断をしたと理解しており、現時点では事務局提案に同意する。
4. 事務局提案に反対しないものの、当初議論した際には敢えて IFRS の規定をカーブアウトする必要はないという意見が多かったと認識している。この点、ASBJ が方針を転換しているように見える可能性があるため、事務局が分析した結果、カーブアウトするメリットがデメリットを上回ったという点を結論の背景等において記載して頂きたい。
5. 開示される情報は削減されないため、利用者の観点では事務局提案に反対しない。一方、開示府令等は会計基準に合わせて改正されると理解しているため、現時点において該当する参照先が存在しなくても IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定めを取り入れた方がよいという印象を受ける。

(期中期間の簡便的な会計処理についての意見)

6. 予想信用損失モデルは様々な仮定に基づいたモデルであることと我が国の四半期開示に簡便的に対応することを両立する観点から、案3をベースに検討するのがよいと考える。一方、案2において示されている具体的な算定方法が案3には含まれていないため、この点を表現できるか検討して頂きたい。
7. 案1では実務における適用が難しくなり、案2では特定の算定方法を会計基準本文に記載するのは難しいと考えられることから、案3を採用することでよいと考える。一方、結論の背景には検討過程や定め理由を記載するのが一般的であると考えため、結論の背景において貸倒引当金の算定方法の例示を示すことが適切かという点について確認させて頂きたい。
8. 短期間で期中財務諸表を作成しなければならないという制約がある中で、簡便的な会計処理を認める必要があると考える。この点、案2では様々な算定方法のうち1つを取り上げることとなるため、過度に具体的に記載していると考え。このため、案3を採用することが考えられるものの、案3の内容を認めるのであれば結論の背景ではなく、本文に記載する方がよいと考える。
9. 我が国の期中財務諸表の作成の実務を踏まえると、案3の内容に賛成する。一方、予想信用損失の簡便的な会計処理について、未実現利益の消去等の他の期中財務諸表における簡便的な会計処理の定めが設けられている箇所には含めず、結論の背景に記載することには違和感がある。未実現損益の消去における簡便的な会計処理の規定においても「取引状況に大きな変化がない」という要件が用いられていることから、案3の内容は結論の背景ではなく、本文に含めるべきと考える。
10. 案3は予想信用損失には様々な算定方法が考えられるという基本的な考え方と首尾一貫性を図ったものと認識しているが、案2においても「一定の調整」という表現に多義的な解釈を許しているのであれば、多様な算定方法を認めているようにも思われる。この点、案2は多様な算定方法を認めつつも算定の基礎となる部分が固定されているため、案3の方がより多様な算定方法を認めていることとなるのか確認したい。

(補足文書に関する検討についての意見)**当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する補足文書についての意見**

11. 当座貸越契約及び貸出コミットメントの未使用枠に予想引出率を乗じる算定方法の記載を削除した結果、実務において補足文書から予想信用損失の算定方法をイメージするこ

とが難しくなっていると考えられる。この点、例示であることを明確化するなど、特定の方法を推奨しない表現で以前の補足文書のイメージに記載していた具体的な予想信用損失の算定方法を記載することを検討して頂きたい。

12. 補足文書の記載を一般化し過ぎていると考えられるため、具体的な予想信用損失の算定方法を記載して頂きたいが、その他の点については事務局提案の内容でよいと考える。一方、補足文書のイメージは経過措置の定めに近い内容であるため、補足文書の内容を経過措置として定める必要がないか検討して頂きたい。
13. 事務局提案に賛成するものの、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関しては、一部の大手行を除き、予想信用損失の算定に用いる十分なデータを収集することは容易ではないと考えられる。このため、規制上の目的で用いられる数値を代替的に活用することも理解できる。この点、審議事項(3)-4 別紙脚注 6 は強い表現のように読めるため、規制上の目的で用いられる数値を代替的に活用することを否定しないような表現として頂きたい。

信用リスクの著しい増大に関する判定についての補足文書についての意見

14. PD を算出できない金融機関への対応や外部格付を利用した場合に正常先の中に相応の要判定格付が存在する点等の不安はあるものの、現時点においては事務局提案の補足文書によって公開草案を公表することに賛成する。
15. 審議事項(3)-5 別紙 2 について、審議事項(3)-5 別紙 1 と平仄をとって頂きたい。特に、審議事項(3)-5 別紙 2 第 4 項の企業の内部管理状況によって他の方法もあり得ると考えられるという点は、審議事項(3)-5 別紙 1 にも記載して頂きたい。
16. 審議事項(3)-5 別紙 2 第 7 項及び第 11 項の環境や債務者の性質等の変化がなければ決定した区分を継続して使用できると考えられる旨の記載には同意するものの、会計基準においてこの点を記載する必要がないか検討して頂きたい。

CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する補足文書についての意見

17. 事務局提案に賛成する。
18. IFRS 第 16 号「リース」を実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の修正項目とするか議論した際にも、開示について議論となったことがあるため、補足文書を作成してこの点に対応することに賛成する。

19. 実務対応報告第 18 号によって、ECL モデルによる貸倒引当金と CECL モデルによる貸倒引当金が混在することとなるため、補足文書のイメージにおける開示例を用いた開示は利用者の分析にとって有用であると考えている。
20. 米国会計基準との予想信用損失の算定方法の差異については、実務対応報告第 18 号の修正項目としない前提で補足文書を作成していると理解しているが、この点について記載することは難しいという理解でよいか確認したい。
21. 信用リスク・エクスポージャーの開示についても米国会計基準のモデルと差異があり、補足文書において対応するという議論を以前行ったが、補足文書のイメージはこの議論に対応しているか確認して頂きたい。この点、開示例を含める必要はないものの、審議事項(3)-6 別紙第 4 項の開示目的についての記載に関して、信用リスク・エクスポージャーの開示も含むことを理解できるような表現とすることが考えられる。

以 上